

番号:180534

国名: アフリカ地域

担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名: アフリカ地域の栄養改善に関する JICA・SDGC/A 連携情報収集・確認調査 (栄養関連調査に係る実施監理支援)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 栄養関連調査実施監理支援
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間:  
2019年1月下旬から2019年5月下旬
- (2) 業務M/M: 国内 0.25 M/M、現地 3.80 M/M、合計 4.05M/M
- (3) 業務日数: 

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	114日	2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 12月26日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)  
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知: 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月18日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ① 業務実施の基本方針 18点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

類似業務	栄養関連調査
対象国／類似地域	アフリカ地域/全途上国
語学の種類	仏語/（英語）

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

## 6. 業務の背景

2013 年において、全世界で 8 億人以上の人々が恒常的な飢餓の状態にあり、1 億 6100 万人の 5 歳未満の子どもが慢性的な栄養不良に伴う成長阻害にさらされている。かかる状況下、栄養関連の取り組みに関しては、これまで実に多くの資源が投入されてきたにもかかわらず、今日においても栄養改善は最も緊急性の高い開発課題となっている。

栄養不良とは、栄養素の不足または過剰または不均衡な栄養素の摂取および消化・吸収が阻害される状態を指す。これらは、ほとんどの場合、貧しい食生活がその直接の原因であるが、栄養成分に富む食品の容易な入手が困難であること、低い生活水準や保健サービスへの不十分なアクセス等が密接に関連している。このため、栄養不良に関連する諸々の複雑な問題に対処するためには、多面的なアプローチで臨むことが適切かつ有効と考えられている。しかしながら、これまでの開発協力の傾向として、農業分野では、食料の生産性向上・生産拡大と農業による所得向上に注力される一方、保健分野では、サプリメントや栄養強化食品等の配布の保健医療的なアプローチにより栄養不良問題の克服に取り組まれてきており、別々に実施されてきた開発事業の相乗効果を計測することは困難である。

地域別に慢性的エネルギー摂取不足の人口をみると、圧倒的にアジア・太平洋諸国地域の人口が多く、次いでサブサハラ・アフリカ地域となっている。世界で最も一般的にみられる栄養不良の一つである鉄欠乏による貧血症は、アフリカ地域に並んで東南アジア地域の途上国で世界平均よりも発生率が高い。妊産婦の貧血は出産時の大量出血リスクを高め妊産婦死亡率を引き上げる要因となり、貧血状態にある母親から生まれた子どもは、同様に貧血であることが多く、身体の発育や知能の発達が損なわれるリスクを抱えている。また、アフリカは、栄養改善が極めて強く要請される地域であるにもかかわらず、栄養不良により成長阻害 (stunting) の状態にある子どもの数は高い水準にとどまっている。成長阻害の有症率については 1990 年から 2010 年にかけてアジアが 49%から 28%と大幅な改善を達成したのに対し、アフリカではほとんど改善が見られず、2010 年時点でも 40%程度と高水準に留まっている<sup>1</sup>。

2014 年のマラボ宣言において、繁栄の共有と生活の向上のための農業の成長と変革の加速、2025 年までのアフリカの飢餓撲滅及び栄養改善が謳われていることに留意し、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)の目標 2 に掲げられた飢餓の撲滅、栄養の改善等の達成に貢献すべく、JICA は、新たに、2016 年第 6 回アフリカ開発会議において、アフリカにおける

<sup>1</sup> 出典：世界栄養報告 2015 (IFPRI)

飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するための試みとして、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」を立ち上げ、重点国<sup>2</sup>を中心に栄養改善戦略の策定や栄養改善実践活動の促進などに取り組んでいる。今般、重点国での教訓を踏まえ、重点国以外のアフリカ諸国への活動の拡大に関する可能性を探るため、アフリカ諸国における栄養指標の整理及び重点国以外のアフリカ諸国で栄養改善に係る政府の体制等に関する基礎的な情報収集調査を行うこととした。

本調査は 2015 年の国連において採択された SDGs の達成をアフリカにおいて促進するため、アフリカ地域機関として設立された非営利の国際団体である「アフリカ地域持続可能な開発目標センター (The Sustainable Development Goals Center for Africa、以下「SDGC/A」という。)」との連携事業であり、本業務はルワンダの首都キガリに本拠地を置く SDGC/A の研究員が実施する調査事業の実施監理支援を行うものである。

## 7. 業務の内容

本コンサルタントは、以下の国において SDGC/A が実施する栄養関連調査について、JICA 農村開発部の指示の下、SDGC/A が行う調査の進捗をモニタリングするとともに、必要な助言を行う。具体的担当事項は次のとおり。

なお、SDGC/A が実施する調査はウェブ（及び質問状）ベースでの情報収集を行う対象国 A 及び現地調査を行う対象国 B（3ヶ国）に分かれる<sup>3</sup>。

【対象国 A】 アフリカ全土

【対象国 B】 モーリタニア<sup>4</sup>、ザンビア、タンザニア

### (1) 国内準備期間(2019年1月下旬)

- ① 対象国 A の栄養に係る確認項目について、JICA 農村開発部との協議を行い、整理を行う。
- ② 対象国 B の栄養に係る基本的な情報を収集・整理・分析する。また、IFNA の進捗状況について基本的な情報を収集する。特に、2018 年実施の「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査」の内容を把握し、業務実施方針についての検討を行う。検討に当たっては、JICA 農村開発部との協議を行うこと。
- ③ 現地派遣期間における業務実施方針・方法等について記述したワークプラン(英文)を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

### (2) 現地派遣期間(2019年2月上旬～5月中旬)

- ① JICA 農村開発部と協議の上、必要に応じて修正したワークプランを JICA ルワンダ事務所に提出し、内容の確認を行う。
- ② 本業務実施に当たって、SDGC/A の有する情報/情報源<sup>5</sup>を確認の上、

<sup>2</sup> 2018 年 10 月時点の重点国はブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、スーダンの 10ヶ国。

<sup>3</sup> SDGC/A との協議により変更となる可能性有。

<sup>4</sup> モーリタニアに関しては、本調査実施前に JICA からコンタクトミッションを派遣予定であり、中央政府のコンタクト先等入手予定であり、JICA 農村開発部から随時情報提供する。

<sup>5</sup> SDGC/A は 2018 年に「Africa SDG Index and Dashboards Report 2018」を作成しており、各国の SDG 指標に関連するデータを収集している。

SDGC/A が実施する栄養関連の調査の実施について、実施計画の策定支援を行う。

- ③ 同実施計画に沿って、SDGC/A が行う栄養関連の情報整理支援、調査実施の監理を行う（SDGC/A と協議しつつ、報告書ドラフトへのコメント、その他必要と認められる助言等を含む）。なお、対象国 B における調査日程が SDGC/A 研究者と同じ場合等、手配の効率性で適当と認められる場合には、SDGC/A に対してロジ面の支援（車両備上、宿泊先手配、アポイントメントの取り付け支援等）を行う。その場合、SDGC/A 側での負担費用等 JICA ルワンダ事務所と相談の上、支援を行う。

なお、SDGC/A が実施する具体的な調査項目<sup>6</sup>は以下の通り。

**【対象国 A】（2019 年 2～4 月）**

**ア）各国の栄養に関するデータの確認**

- 2000 年以降のトレンドを含む栄養関連指標（身体計測指標、栄養摂取指標等<sup>7</sup>）を整理する。

**イ）栄養関連（マルチセクター）の政府内体制の確認**

- 各国政府内のセクター横断的な機能を持つ部局や機能の有無を確認する。なお、その際に横断的な機能の実効性を考慮した項目（部局の有無や政府内の位置付け、予算配布状況、人数等）に関して考慮する。

**ウ）栄養関連政策・食糧安全保障政策**

- 各国レベルでの栄養改善に関連する取り組みの位置付けを明確化するため、対象国における栄養関連政策・食料安全保障政策の整備状況を調査し、該当文書を入手する。

**【対象国 B】（2019 年 2～4 月、1 ヶ国 10 日間程を想定<sup>8</sup>）**

**エ）栄養に関するデータの確認**

- 2000 年以降のトレンドを含む栄養関連指標（身体計測指標、栄養摂取指標等）を確認する。
- 国内の地域（県、郡等）毎の栄養関連指標の有無を確認する。
- 国内の地理的な植生（主要生産農産物含む）を確認する。
- 国内の消費調査の有無を確認する。

**オ）栄養関連政策・食糧安全保障政策**

- 各国レベルでの栄養改善に関連する取り組みの位置付けを明確化するため、対象国における栄養関連政策・食料安全保障政策の整備状況を調査し、該当文書を入手する。

**カ）開発計画における栄養の位置付け**

- 国家開発計画における栄養の位置付けを確認し、その具体性と計画の実施状況を確認する。

**キ）栄養関連施策・食糧安全保障施策の実施体制**

<sup>6</sup> SDGC/A との協議により変更となる可能性有。「10. 特記事項」の（1）も参照のこと。

<sup>7</sup> DHS の IYCF 指標、FAO の Food Balance Sheet、WFP が作成している CFSVA、Fill The Nutrition GAP 等を想定。

<sup>8</sup> 首都圏での関係中央省庁へのヒアリング及び地方での地方政府へのヒアリング、活動実施状況の確認を含む。

- 国レベルでのマルチセクターでの対応が必要となる栄養・食料安全保障分野の取り組みを実施するための省・組織横断的機能・機関の有無、活動の実施状況を確認する。
- ク) 関連政策に基づいたアクションプランの有無、及び予算配布状況
- 地方現場での具体的な栄養関連活動の実施状況から組織間連携体制などを確認する。
- ケ) 栄養関連での対外 Focal Point
- 栄養関連の国際イニシアチブ・地域共同体での取り組み等への対外的な対応を行う Focal Point の設置状況を確認し、設置されている場合はその機能及び活動状況を確認する。
- (2019年5~6月)
- コ) 上記情報に基づく、各国栄養関連政府体制の分析、提言
- サ) TICAD7における対外発信資料原稿<sup>9</sup>の作成(発信資料の製本は含まない。)
- (ドラフト版提出期限(予定): 5/15、最終版提出期限(予定): 6/15)
- シ) 調査結果を取りまとめた英文調査報告書の作成
- (ドラフト版提出期限(予定): 5/15、最終版提出期限(予定): 6/15)

(3) 帰国後整理期間(2019年5月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

英文2部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所)

体裁は電子データで提出することとする。

(2) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所)

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(3) その他参考資料

・ SDGC/A が作成する英文報告書の和文概要

・ SDGC/A が作成するリーフレット原稿

・ その他調査で入手した関連資料

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

<sup>9</sup> 対外発信資料には対象国 A に関する各国栄養に関する政府体制概要情報及び対象国 B に関する具体例を含む各国体制の分析内容を含むことを想定。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－キガリ（ルワンダ）間及びキガリ（ルワンダ）－ヌアクショット（モーリタニア）間、キガリ－ルサカ（ザンビア）間、キガリ－ダルエスサラーム（タンザニア）間を計上して下さい。

10. 特記事項

(1) SDGC/A との連携事業に関して

SDGC/A 及び JICA は 2017 年 10 月に業務協力協定を締結し、SDGs の目標 2（飢餓をゼロに）、目標 3（すべての人に健康と福祉を）、目標 4（質の高い教育をみんなに）の達成のための協力を推進することで合意しており、本連携事業では目標 2 の達成に向けた業務として JICA から SDGC/A への調査の実施に係る委託契約を結ぶものです。今回の公示は、同委託契約とは別に調査団参団業務として公示を行うもので、これまでの IFNA を含む JICA の栄養関連の知見のインプットに加え、IFNA 重点国が実施している栄養改善の取り組み状況（情報）や調査対象国（特に対象国 B）の JICA 在外事務所の有する栄養関連情報も踏まえながら、SDGC/A に委託する調査の内容及び進捗のモニタリングを実施するものです。なお、業務協力協定に関しては、以下のウェブサイトで公開されています。[https://www.jica.go.jp/press/2017/20171023\\_02.html](https://www.jica.go.jp/press/2017/20171023_02.html)

また、SDGC/A の調査実施体制はプロジェクトリーダー 1 名及びリサーチアシスタント 2 名を予定しています。

(2) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2019 年 2 月 2 日～5 月 26 日を予定しています。（数日程度の日程調整可）

② 便宜供与内容

ア) ルワンダ国内

JICA ルワンダ事務所による便宜供与内容は以下の通りです。

- i. 空港送迎  
あり
- ii. 宿舎手配  
あり
- iii. 車両備上  
SDGC/A 付近の宿泊を想定しており、公共交通機関の利用を想定。
- iv. 通訳  
なし
- v. 執務スペースの提供  
本業務従事者の執務スペースは SDGC/A 内に設置される予定です。

イ) 対象国 B（モーリタニア、ザンビア、タンザニア）内

JICA 各国事務所による便宜供与内容は以下の通りです。

- i. 空港送迎

- なし
- ii. 宿舎手配  
なし
- iii. 車両備上  
必要に応じて JICA 側（各国 JICA 事務所）でアレンジします。
- iv. 通訳  
なし（英仏以外の現地語等、通訳が必要な場合は JICA 側が手配します）
- v. 執務スペースの提供  
なし

※上記ア）\_\_iii. 車両備上に記載の公共交通機関利用費については、当機構ルワンダ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### （3）参考資料

- ① IFNA に関する概要情報は以下のウェブサイトで公開されています。  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/approach.html>
- ② また、以下の資料を農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8427）にて配布いたします。
  - ・食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査報告書（2018年）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - （ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - （イ）提供依頼メール：
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### （4）その他



① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

⑤ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上